

公の施設を管理運営する法人・団体（指定管理者）の募集 及び制度運用方法の見直しについて

公の施設の管理運営に係る指定管理者制度^{*1}について、本市では、平成30年4月現在、154施設において導入しており、これらの施設のうち、平成30年度末に現在の指定期間が終了する施設について、平成31年4月以降の指定管理者を募集しますのでお知らせします。

また、次期指定管理者を募集するに当たり、民間の能力を活用しつつ最大限に市民サービスの向上や経費の節減を図るため、制度運用方法の見直しを実施しましたので併せてお知らせします。

1 指定管理者の募集について

(1) 公募対象施設

105施設（「別紙1」のとおり）

(2) 募集スケジュール

平成30年6月上旬から順次、募集要項の配布を開始し、7月中旬から1か月間、申請を受け付けます。

2 制度運用方法の見直しについて

発注者である市側の視点だけでなく、受注者である民間事業者の視点も踏まえるため、サウンディング型市場調査^{*2}を実施した上で見直しを行いました。

【見直しの内容】

性能発注の推進

経費的効果に対する評価の見直し

指定期間の柔軟化

具体的な内容については、「別紙2」を御覧ください。

*1 指定管理者制度

地方自治体が設置する公の施設について、株式会社やNPO法人を含む「法人その他の団体」に対し、その管理運営を委任する制度です。（地方自治法第244条の2）

指定管理者の募集は、原則として公募により実施しています。

*2 サウンディング型市場調査

民間事業者に対して提案してほしい事項（行政が抱える課題等）を広く周知し、調査への参加を希望する民間事業者等と市が個別に直接対話を行い、民間のアイデア等を聴取する市場調査手法で、公有財産（施設・跡地）の利活用やPPP/PFI事業の検討において、広く用いられています。

お問い合わせ先

担当：経営監理課

042-769-9240（直通）

単独の施設を管理する指定管理者を募集する施設（17施設）

分野	施設名	施設所管課
文化施設	相模原市民会館	文化振興課
福祉施設	市民福祉会館（あじさい会館）（緑・南分室を含む）	地域福祉課
	上九沢身体障害者デイサービスセンター	障害政策課
	城山障害者デイサービスセンターつくしの家	障害政策課
	津久井障害者地域活動支援センター	障害政策課
	緑第一障害者地域活動支援センター	障害政策課
	さがみ湖リフレッシュセンター	相模湖保健福祉課
公園施設	相模原麻溝公園ふれあい動物広場	公園課
スポーツ施設	市民健康文化センター	市民協働推進課
	LCA 国際小学校北の丘センター（北市民健康文化センター）	市民協働推進課
	総合水泳場（さがみはらグリーンプール）	スポーツ課
産業振興施設	産業会館	産業政策課
温泉施設	藤野やまなみ温泉	津久井地域経済課
その他の施設	市民・大学交流センター（ユニコムプラザさがみはら）	市民協働推進課
	男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）	人権・男女共同参画課
	勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）	雇用政策課
	相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら	水みどり環境課

複数の施設を一括して管理する指定管理者を募集する施設（88施設）

分野	施設名	施設所管課
文化施設	相模女子大学グリーンホール（文化会館） 相模原南市民ホール及び小田急相模原駅文化交流プラザ（おださがプラザ）	文化振興課
	杜のホールはしもと及び城山文化ホール（もみじホール城山）	文化振興課
福祉施設等	新磯ふれあいセンター及び相模の大凧センター	高齢政策課、商業観光課
公園施設等	相模原北公園、道保川公園、相模原麻溝公園及び相模大野中央公園	公園課
	横山公園、鹿沼公園及び小山公園	公園課、スポーツ課
	淵野辺公園、銀河アリーナ、サーティーフォー相模原球場、相模台公園、古淵鶴野森公園及び大野台南テニスコート	公園課、スポーツ課
スポーツ施設	総合体育館、北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び市体育館	スポーツ課
宿泊施設	相模川自然の村（相模川清流の里）及び相模川自然の村野外体験教室（相模川ビレッジ若あゆ）	商業観光課 相模川自然の村野外体験教室
その他の施設	峰山霊園及び柴胡が原霊園	公園課
	市営住宅（全60施設）	市営住宅課

指定管理者制度運用方法の見直し概要について

1 性能発注の推進

指定管理者の創意工夫を促進するため、業務水準の設定に当たっては、業務に関する性能のみを示し、人数・工数・手法等の指定を行わない「性能発注方式」を積極的に導入します。

性能発注方式

民間事業者に対して施設管理に一定の性能・水準の確保を条件とし、実施手法等の詳細については民間に任せる方式。（↔仕様発注方式）

<具体例>

仕様発注方式：施設内を、2回/日の頻度で清掃すること。

性能発注方式：施設内を、常時清潔な状態に保つこと。

業務実施者に裁量を与えることにより、より実態に即した効果的な管理運営が期待される。

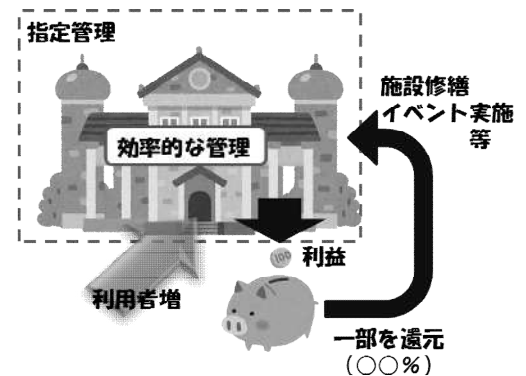
2 経費的效果に対する評価の見直し

指定管理による経費的效果をより適正に評価するため、経費的效果に対する評価配点を増やすとともに、利益還元に関する提案を新たに評価対象とします。

(1) 利益還元に関する提案

指定管理者が生み出した利益（収入 - 支出）の一部を、施設や利用者へ還元する提案を求めることで、利益の還元による施設活性化の好循環を目指します。

還元の方法（施設修繕、イベント実施等）や還元割合（利益の％）は、指定管理者自らが目標設定を行うことで、自立的な制度運用を行います。



(2) 配点の見直し状況（標準的な配点の事例）

評価区分	見直し前	見直し後
総配点	105点	120点
事業計画・管理能力に対する評価	100点	100点
経費的效果に対する評価	5点 (総配点の5%以内で設定)	20点 (総配点の20%以内で設定)
具体的な評価項目	・指定管理料の削減	・指定管理料の削減 ・収支計画の妥当性() ・施設への利益還元

見直し前は、「事業計画に対する評価」の一項目として評価。

3 指定期間の柔軟化

施設の性質や管理形態に応じた最適な指定期間を設定できるようにするため、施設の特性を十分考慮した上で、次の考え方等に基づき、5年を超える又は3年未満の指定期間を設定することも可能とします。

【標準以外の指定期間設定に関する考え方（次のいずれかの場合）】

施設の設置目的を達成するために、長期的な運営を構築する必要性が非常に高いとき。

P F I法の適用を受けて実施するとき。

P F I法の適用を受けて実施する施設との一体的運営を必要とするとき。

施設の改修、在り方の見直し等の事由により、5年を超える又は3年未満の期間を設定することが妥当であるとき。

その他、合理的な事由があるとき。

4 その他の見直し事項

（1）障害者就労施設等の活用への評価

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、再委託や物品購入等において障害者就労施設等を活用している場合には、新たに評価の対象とします。

（2）地域貢献に対する評価の拡充

公の施設としての特性や「相模原市がんばる中小企業を応援する条例」の趣旨を踏まえ、従前より複数の項目に跨って評価していた地域貢献に関する事項を新たに独立した評価項目として設定し、市民の雇用や市内事業者の活用等について評価します。